第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画



2021年(令和3年)3月

ごあいさつ



成年後見制度は、認知症や障がい等で判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う後見人等を選任するもので、平成 12 年度から始まっています。その後、現在に至るまでの間に、当市においても高齢化率の上昇、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、障がい者と高齢の親世帯等の増加がみられており、成年後見制度の必要性は今後もより一層高まるものと考えております。

このため、市では令和元年度に北上市成年後見制度利用促進審議会を立ち上げ、介護保険・障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査、障がい者団体へのヒアリング調査等でいただいた御意見を参考にしながら、令和3年度からスタートする「第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本計画では「認知症や障がい等で判断能力が不十分になっても、自らの権利を守りながらその人らしい生活ができるまち」を将来像とし、地域において権利擁護に関する支援の必要な人が、自らの権利を守りながら生活していくことができる地域連携のネットワークの構築を目指しております。

そのため、市ではこのネットワークを構築していくための、司令塔・事務局・進行管理機能を担う機関として北上市権利擁護支援センターを市に設置し、地域の皆様と、医療、福祉の各分野の関係者、そして新たに司法の分野の関係者を加えた連携体制のもと、本計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたって御尽力いただきました北上市成年後見制度利用促進審議会の委員をはじめ、関係機関、市民の皆様に深く感謝の意を表しますとともに、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月 北上市長 高橋敏秀

権利擁護? 成年後見制度? 何のための制度?

皆さんの家族、地域の問題、自分のコト、として考えてみてください。



ここに頼るべき身寄りに次々と 先立たれた高齢女性がいます。公 務員として長年働き、年金もあり、介護保険料も払ってきました。しかし80代後半になり、判断力にも自信なく、消費者被害にあった後は、誰を信用してよ利用

も拒否し、閉じこもりがちで税金等も滞納していました。つい最近は、脱水状態により救急車で緊急入院するようなことがありました。しかし、支払いや退院先の検討等で親族の協力がないこともあり、病院でも困っていました。

このような問題は、民民の契約問題とされがちですが権利擁護の必要なケースです。

成年後見制度は、このような判断能力が不十分で権利擁護の必要な方々を、成年後見人等を選任することによって、一人の人間としてその意思や尊厳を尊重し、本人の権利行使や権利を守り実現することを支援する、権利擁護の制度です。

出典:厚生労働省 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き

計画で使用している用語

	用語	解 説
		成年後見制度には3種類の類型があり、類型をま
	後見人等	とめて本計画では「後見人等」と記載しています。
か		成年後見制度の類型:後見、保佐、補助
		脳の損傷に起因する認知障害全般を指します。例
	高次脳機能障害	えば、脳損傷による失語、失行、失認のほか記憶
		障害、注意障害、遂行機能障害などがあります。
		配偶者若しくは二親等内の親族がおらず、親族が
		いても音信不通等により成年後見制度の審判の
	市長申立て	請求を受ける見込みがない者で、判断能力が不十
	中女中立(分であり、かつ、市が保護のために支援を行うこ
		とが特に必要であると認めた者を、市が申立人と
		なって審判請求をすること。
		市町村が行う後見人養成講座を受講し、市町村に
	市民後見人	登録された者の内、家庭裁判所から市民後見人と
		して選任された者
さ	受任者調整	申立前の段階から本人の状況やケース内容に応
	文 任 有 嗣 罡	じて適切な後見人等の候補者を調整すること。
		統合失調症、精神作用物質による急性中毒または
	精神障がい者	その依存症、知的障がい、精神病質その他の精神
		疾患を有する者。
		認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断
		能力が不十分な方について、財産管理や福祉サー
	成年後見制度	ビスの利用等の契約締結等を行い、本人の権利を
		守る援助者(後見人等)を選ぶことで、本人を支援
		する制度
		従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につ
	 地域連携ネットワーク	ながる仕組み)だけでなく、新たに、司法も含め
		た連携の仕組み(権利擁護支援の地域連携ネット
た		ワーク)
/_		知的機能の障がいが発達期(おおむね 18 歳ま
	 知的障がい者	で)に現れ、日常生活に支障が生じているため何
	VH H J I I I I I I I I I I I I I I I I I	らかの特別な援助を必要とする状態にある者

	用語	解説
		協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状
	チーム	況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み、
		支援者間の協力体制。
+		地域連携ネットワークを構築していくために
た		様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知
	中核機関	識があり、地域の専門職等から円滑に協力を得る
		ことができる司令塔・事務局・進行管理機能を担
		う機関(中核機関)
	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会が実施している金銭管理事業(全
	口市工冶日工义级事采	く判断能力が無い方は利用できない)
		本人の判断能力が十分なうちに、将来、判断
		能力が不十分な状態になった場合に備えて
	任意後見制度	おく制度です。あらかじめ自分で選んだ代理
		人(任意後見人受任者)と公証役場で任意後見
		契約を結び、判断能力が不十分になった場合
		に、本人・配偶者・4親等内の親族、任意後
な		見受任者が家庭裁判所に申立てることで効
76		力が発生する。
		様々な原因で脳の細胞が死んでしまい、脳の
		司令塔の動きに不都合が生じ、障がいが起こ
		ることで、生活する上での支障が発生してい
	 認知症	る状態が、おおよそ6か月以上継続している
	PRO VIA JIE	ことを指す。認知症を引き起こす主な病気に
		は、アルツハイマー病、レビー小体型認知症、
		前頭側頭型認知症、脳血管性認知症等があ
		る。
		自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性
		発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障
は	発達障がい	がいその他これに類する脳機能の障がいで
		あって、その症状が通常低年齢において発現
		するもの。

目次

			計画												
	1	.計画	策定の	趣旨.									 		• 1
	2	.計画	jの性格										 		· 1
	3	.計画	の期間										 		. 2
	4	.計画	の策定	体制·						• • • • • • •			 		· 2
筆	2	童	北上	市のヨ	現状。	ト今後	後の	推稅	;						
<i>-</i> 1.5		-	市の人										 		. 7
			者世帯												
			能力が												
			能力が												
			・精神												
			受付件												
	1	. 灰 年	後見制	度の記	認知度	につ	いて	••••	• • • • • • • • •	• • • • • • •	••••••	• • • • • • •	 • • • • •	• • • • • • •	• 12
hh	. ~	<u> </u>	-1 	~ # .		- - -	- 4	T. +6	· 14. ~#	丛 4 a					
弗		T	三十 旧田	(/) 悬 /	平的7	よ考え	て万	及ひ	推進	体制					
	4														4 0
		.計画	の基本	的な											
	2	.計画 .第 1	iの基本 期計画	的なっの推済	進体制	J							 		· 13
	2	.計画 .第 1 .第 1	jの基本 期計画 期計画	的な ³ の推え におし	進体制ける目	 標と	 取り	 組み					 		· 13
	2 3 4	.計画 .第 1 .第 1 .計画	iの基本 期計画 期計画 iの体系	的な ^ま の推済 におし 図…・	進体制 ける目 	 標と	り 	 組み 					 		· 13 · 15 · 17
	2 3 4	.計画 .第 1 .第 1 .計画	jの基本 期計画 期計画	的な ^ま の推済 におし 図…・	進体制 ける目 	 標と	り 	 組み 					 		· 13 · 15 · 17
	2 3 4 5	.計画 .第 1 .第 1 .計 画 .計	iの基本 期計画 期計画 iの体系	的な ^ま の推え におい 図 …	進体制 ける目 みと目	 標と 標値	り 	 組み 					 		· 13 · 15 · 17
	2 3 4 5	.計画 .第 1 .第 1 .計 画 .計	jの基本 期計画 期か体系 iのな取	的な ^ま の推え におい 図 …	進体制 ける目 みと目	 標と 標値	り 	 組み 					 		· 13 · 15 · 17
第	2 3 4 5 6	.計第1	jの基本 期計画 期か体系 iのな取	的な ^ま の推え におい 図 …	進体制 ける目 みと目	 標と 標値	り 	 組み 					 		· 13 · 15 · 17
第	2 3 4 5 6	計第第計具計	jの期期の基本 期別のの は が は が は が は が は の の の の の の の の の の	的 の に 図 り 管 理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	進体制 ける目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 標と 標値 	 取り 	 組み 					 		· 13 · 15 · 17 · 18 · 20
第	2 3 4 5 6	計第第計具計 章広画 1 画体画	の期期の的の基計計体な進	的 の に 図 り 管 … … … … … … … … … … … … … … … … … … …	進体制 ける目 	······ 標と 標値 ·····	 取り 	 組み 					 		· 13 · 15 · 17 · 18 · 20
第	2 3 4 5 6	計第第計具計 章広相画11画体画 報談	の期期の的の 各が上本画画系取行 論進	的のに図り管 … 充な推お…組理 … 実	進体制 ける E み と	標と 標値	 取り 	 組み 					 		· 13 · 15 · 17 · 18 · 20

第5章 資料編

1	.北上市成年後見制度利用促進審議会条例31
2	.北上市成年後見制度利用促進審議会委員名簿33
3	.第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会要領34
4	.第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定経過35
5	.基礎数值
	(1)成年後見制度の利用者数36
	(2)市町村長による成年後見人選任申立ての件数36
	(3)北上市の成年後見制度市長申立て件数37
	(4)日常生活自立支援事業の実施状況38
	(5)日常生活自立支援事業利用者数38
	(6)全国数値(成年後見関係事件の概況)39

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や障がい等で判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う後見人等を選任する制度であり、平成 11 年民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直しされ、平成 12 年 4 月から制度が始まっています。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」といいます。)が施行され、成年後見制度利用促進基本計画(以下「国基本計画」)が平成29年3月に閣議決定されました。

促進法第14条第1項では、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされているところです。

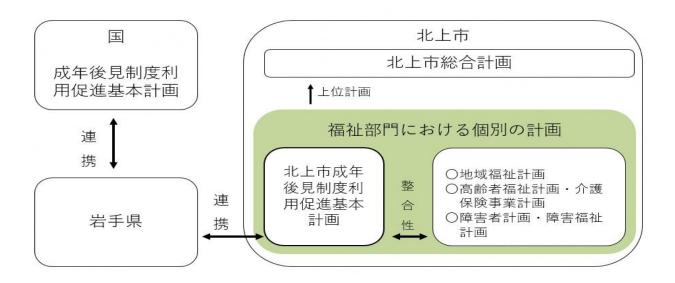
その為、本市においても国基本計画を踏まえ、認知症や障がい等で判断能力が不十分になった場合であっても、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう、成年後見制度の適切な利用や支援体制の構築を目的とし、第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画を策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、国基本計画と整合性を図りつつ、市の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

また、本計画は本市の総合的な全体方針を示した「北上市総合計画」を上位計画 として位置づけながら、「北上市地域福祉計画」「北上市いきいきプラン(北上市介 護保険事業計画/北上市高齢者福祉計画)」「北上市障がい者プラン」など市の福祉 部門における個別計画との整合性を図りながら策定します。

図1-1 関連計画との関係図



計画の期間 3

計画の期間は、「北上市地域福祉計画」「北上市障がい者プラン」「北上市いきい きプラン | など市の福祉部門における個別計画との整合性を図りながら、令和3年 度から令和5年度までの3年間として策定します。



計画の策定期間 図 1-2

計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、北上市成年後見制度利用促進審議会において協議 したほか、市が高齢者施設・障がい者施設等へのアンケート調査及び関係団体への ヒアリングを実施しました。

北上市成年後見制度利用促進審議会 (1)

北上市成年後見制度利用促進審議会では、各種(司法、福祉、医療)専門団体の方々 に委員を委嘱し、計画内容について協議頂きました。

成年後見制度ができる前は?

成年後見制度は平成12年4月に介護保険制度とともにスタートしました。そ れまでは、「禁治産・準禁治産者宣告制度」があり、判断能力が不十分な方を「禁 治産者」として、財産管理などを制限していました。

しかし、たとえば禁治産者になるとその事実が公示され、本人の戸籍に記載さ れるため、社会的な偏見や差別を生む等の問題がありました。

北上市成年後見制度利用促進審議会ってなにをするの?

北上市成年後見制度利用促進審議会条例に基づいて、各専門家の方々が北上市の 成年後見制度利用を促進するべく、意見交換をする会議のことを言います。

令和2年度現在の審議会委員の皆様は、

- 1 岩手弁護士会
- 2 岩手県司法書士会
- 3 岩手県行政書士会
- 4 岩手県社会福祉士会中部ブロック
- 5 岩手県社会保険労務士会社労士成年後見センター岩手
- 6 社会医療法人 花北病院
- 7 社会福祉法人 北上市社会福祉協議会
- 8 北上市自立支援協議会
- 9 地域包括支援センター
- 10 岩手県介護支援専門員協会 北上地区ケアマネジャー連絡協議会
- 11 北上市手をつなぐ育成会
- 12 岩手県
- 13 北上市

から推薦を受けた13名の方に参加頂いております。



(2) アンケート調査

計画策定にあたり、市内の介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所、医療機関(入院設備のある医療機関)に対しアンケート調査を実施し、成年後見制度に関する課題や問題点等の実態把握に努めました。

【事業所向けアンケート調査】

調査期間	令和2年3月27日(金)~4月30日(木)
調査対象	介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けている、北上市内に
	住所を有する事業所及び入院病床がある病院。
	①高齢者施設(介護保険法) : 168 事業所
	②障がい者施設(障害者総合支援法): 70 事業所
	③病院 : 3病院
	合計 : 241 事業所
調査方法	郵送による配布・回収
回収票数	①高齢者施設(介護保険法) : 142 事業所(回収率 84.5%)
	②障がい者施設(障害者総合支援法): 54 事業所(回収率 77.1%)
	③病院 : 3病院(回収率 100%)
	合計 : 199 事業所(回収率 82.6%)

(3) 関係団体へのヒアリング

成年後見制度を実際に利用する利用者側の課題や問題点を把握するため、障がい者の当事者団体に対しヒアリング調査を実施しました。

【障がい者団体へのヒアリング調査】

調査期間	令和2年6月~7月
調査対象	北上市手をつなぐ育成会 代表者4名
	北上地区精神障害者家族会 代表者 2 名
	NPO 法人いわて高次脳機能障害友の会 代表者1名
調査方法	質問内容を事前送付、その後、必要に応じ電話にてヒアリング調査
	を実施し内容を補いました。

成年後見制度ってどんな制度ですか?

成年後見制度には2種類あります

法定後見制度

本人の判断能力がすでに不十分



家庭裁判所の審判によって、本 人を保護・支援する人とその権 限が決まる。

任意後見制度

本人はまだ元気だけど今後が不安



あらかじめ本人が選んだ後見人 に、財産管理等に関する事務に ついて、代理権を与える

既に判断能力が衰えた方を支援する「法定後見制度」 と、元気なうちに将来の支援者と支援内容をあらかじ め定めて契約しておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度は3つの類型に分かれています



法定後見制度では、支援が必要な方の判断能力の度合いに応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型にわかれています。類型によって後見人等が取消しできる範囲等が異なります。

成年後見制度の他に、 お金の管理等を支援してもらえる制度はありますか?

家やアパート、施設などで生活している方でお金の使い方や管理で困っている 方が利用する制度で、**社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業**があ ります。

- ●どんなサービスが受けられるの?
- ・年金や税金、公共料金の支払い、預貯金の出し入れ
- ・印鑑、預貯金通帳の預かり など

●成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	判断能力が不十分な方(保佐・補	判断能力が不十分な方で、事
	助)、判断能力が全くない方(後	業の契約内容について理解
	見)	できる方 (判断能力が全くな
		い方は対象ではありません)
支援する人	法定後見人・任意後見人	社会福祉協議会の職員
相談先、申請	本人、配偶者、4 親等内の親族、	社会福祉協議会に相談(本
できる人	北上市が家庭裁判所に申立て	人、家族、支援者から)



判断能力が無くなった場合は、申立て により成年後見制度に移行する場合も ▼ あります



成年後見人が代理行為・取消行為 等をする



第2章 北上市の現状と今後の推移



1 北上市の人口構造と高齢化率

本市の総人口は推計では減少していくことが見込まれていますが、65 歳以上の 老年人口は経年で増加しており、高齢化率も上昇し続け 2020 年時点で 27.6%となっています。

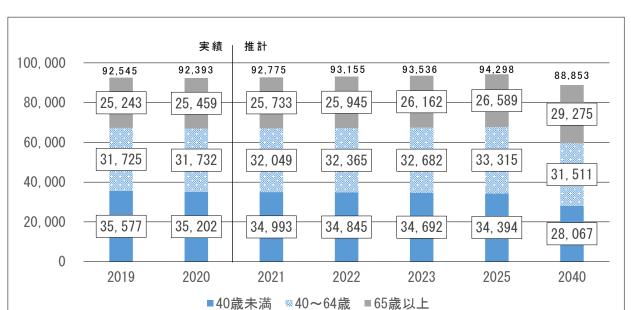
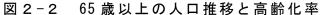
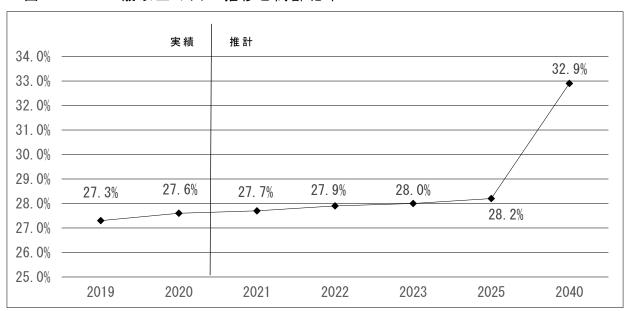


図2-1 北上市の人口推計





出典:実績は住民基本台帳(2019年:9月末、2020年:6月末)の人口実績に基づく。2021年以降は北上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づき独自推計

2 高齢者世帯の状況

北上市の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯は増加傾向にあり、2005 年から 2015 年の10年間で高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の合計数は約1.5倍となっています。 高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が全世帯に占める割合も高まっています。

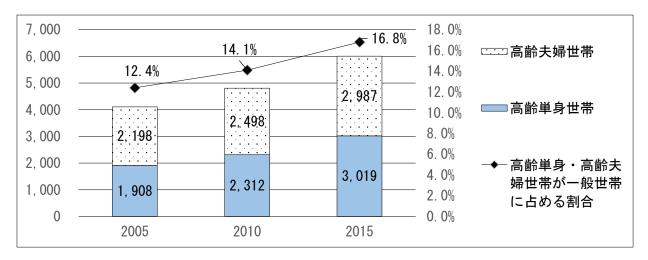


図2-3 高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯の推移

出典:国勢調査(北上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン 令和2年改訂版)

3 判断能力が低下した時に備える意識

令和2年度北上市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、調査回答があった1,894人の内、65.9%(1,249人)は判断能力が低下した際の備えについて「これから考えていきたいが、今はまだできていない」と回答しています。

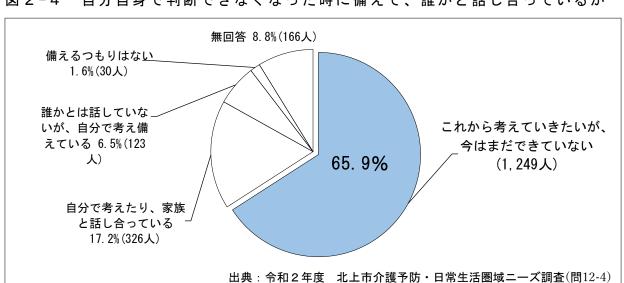


図2-4 自分自身で判断できなくなった時に備えて、誰かと話し合っているか

備考:65歳以上の市民を対象、配布数3,000人、回収数1,894人(回収率63.1%) 令和2年8月実施

4 認知症の高齢者推計について

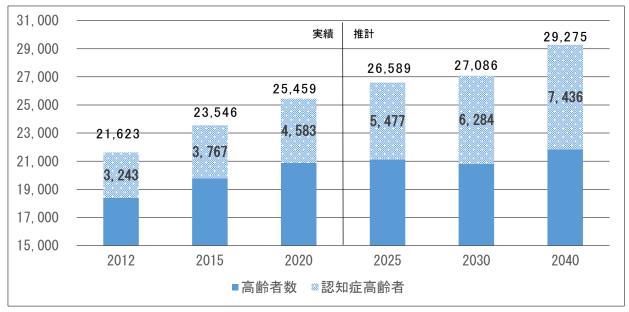
国の調査研究では、認知症の症状がある高齢者は 2012 年で全国に 462 万人いると推計されています。国の推計値を北上市にあてはめた場合(図 2 - 6)、認知症の症状がある高齢者の推計値は 2020 年で 4,583 人おり、今後も経年で増加していくことが見込まれます。

図2-5 認知症の症状がある高齢者の推計(全国) *65歳以上人口対認知症

24 年	27 年	令和2年	令和7年	令和 12 年	令和 22 年
(2012)	(2015)	(2020)	(2025)	(2030)	(2040)
	517 万人	602 万人	675 万人	744 万人	802 万人
462 万人	(15.7%)	(17.2%)	(19.0%)	(20.8%)	(21.4%)
(15.0%)	525 万人	631 万人	730 万 人	830 万人	953 万人
	(16.0%)	(18.0%)	(20.6%)	(23. 2%)	(25.4%)
	(2012)	(2012) (2015) 517万人 (15.7%) (15.0%) 525万人	(2012) (2015) (2020) 517万人 602万人 (15.7%) (17.2%) 525万人 631万人	(2012) (2015) (2020) (2025) 517万人 602万人 675万人 (15.7%) (17.2%) (19.0%) 525万人 631万人 730万人	(2012) (2015) (2020) (2025) (2030) 517万人 602万人 675万人 744万人 (15.7%) (17.2%) (19.0%) (20.8%) 525万人 631万人 730万人 830万人

出典:厚生労働省 成年後見制度の現状(令和2年6月) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授)による速報値。

図2-6 北上市にあてはめた65歳以上に占める認知度高齢者数の推計



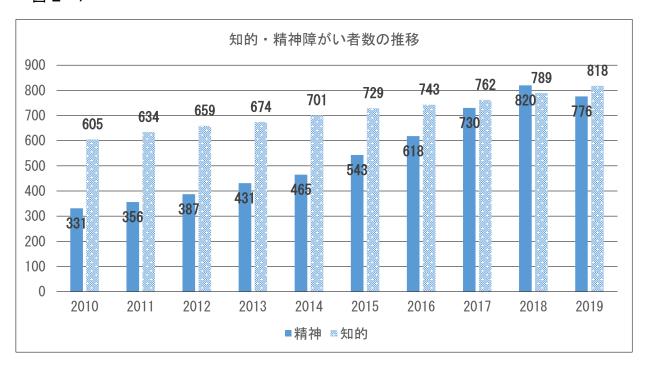
出典:①65歳以上人口推移:2012年9月末、2020年6月末の住民基本台帳、2015年は国勢調査、2025年以降は北上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づき独自推計。

②認知症高齢者数:図2-5 で各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/(率) を市の65歳以上人口推移で乗じた数値

5 知的・精神障がい者数の推移

知的障がい者・精神障がい者の方は経年で増加しており、特に精神障がい者の人数は 2010 年比で 2019 年は 234%増加(445 人増加)しています。

図 2-7



出典:北上市障がい者プラン(2021-2026) 各年度数値

*知的障がい者、精神障がい者いずれも手帳所持者数

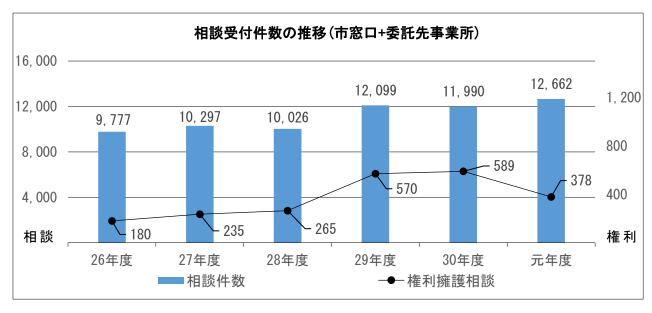
6 相談受付件数の推移について

市窓口(長寿介護課、福祉課)、地域包括支援センター(5ヵ所)及び障がい者相談支援事業所(4ヵ所)が受け付けている各種相談件数は経年で増加しております。

権利擁護に関する相談は令和元年度においては減少となっておりますが、各種相談件数は増加している状況であり、今後は高齢化率の上昇、単身世帯や高齢者夫婦世帯、障がい者と高齢の親世帯等の増加により、権利擁護に関する相談件数も増加していくことが見込まれます。

図2-8 相談受付件数の推移

		高齢者		障がい者			
	(長寿介語	護課+包括支	援センター)	(福祉課+相談支援事業所)			
		総合相談	<u> </u>		———— 総合相談		
		権利擁護	虐待		権利擁護	虐待	
26 年度	2,802	142	79(21)	6,975	38	(6)	
27 年度	3,076	185	112(21)	7,221	50	(9)	
28 年度	3,843	220	109(14)	6,183	45	(3)	
29 年度	5,202	523	125(13)	6,897	47	(2)	
30 年度	5,660	500	157(24)	6,330	89	(5)	
令和元年度	6,561	310	57(4)	6,101	68	(1)	



出典:

高齢者:市相談支援システム及び各地域包括支援センターの相談実績より集計

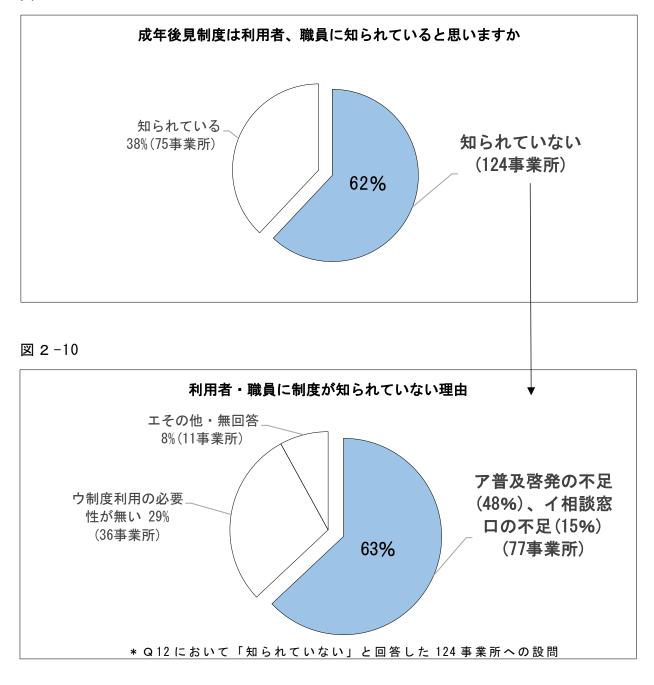
障がい者:各年度の福祉行政報告例より集計 注:虐待件数における、カッコ()内は実人数

7 成年後見制度の認知度について

事業所向けアンケート調査では、62%の事業所が「成年後見制度が利用者や職員に知られていない」と回答しています。

また、「知られていない」と回答した 62%の事業所の理由は、「普及啓発の不足、相談窓口の不足」が 63%とであり、成年後見制度そのものに対する周知不足が課題となっています。また、「制度利用の必要性が無い」という回答が 29%となっていますが、成年後見制度に対する理解不足から必要性が感じられていない状態にあると推測されます。

図 2-9



第3章 計画の基本的な考え方及び推進体制



1 計画の基本的な考え方

お金・財産の管理、介護・福祉等社会サービスを本人意思に基づき適切に利用(契約)していくことについての支援は、家族が主となっておこなうものとして考えられてきました。

しかし、高齢化が急激に進み世帯構成が大きく変わりつつある中で、高齢者や障がい者の単独世帯や高齢者のみ世帯、障がい者の子と高齢の親等の世帯は北上市においても今後、より増加していくことが見込まれ、地域で支えることも今以上に必要になっていきます。

そこで本計画では、認知症や障がい等で判断能力が不十分になっても、自らの権利を守りながらその人らしい生活ができるまちを将来像(理念)とし、計画を策定します。

2 第1期計画の推進体制

● 地域連携ネットワークの構築

地域において権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など)が、自らの権利を守りながら生活していくためには、本人・家族・支援者等が必要に応じて相談でき、適切な支援につながるための地域連携の仕組みが重要です。

そこで、従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)を構築し、地域連携を強化していくことを目指します。

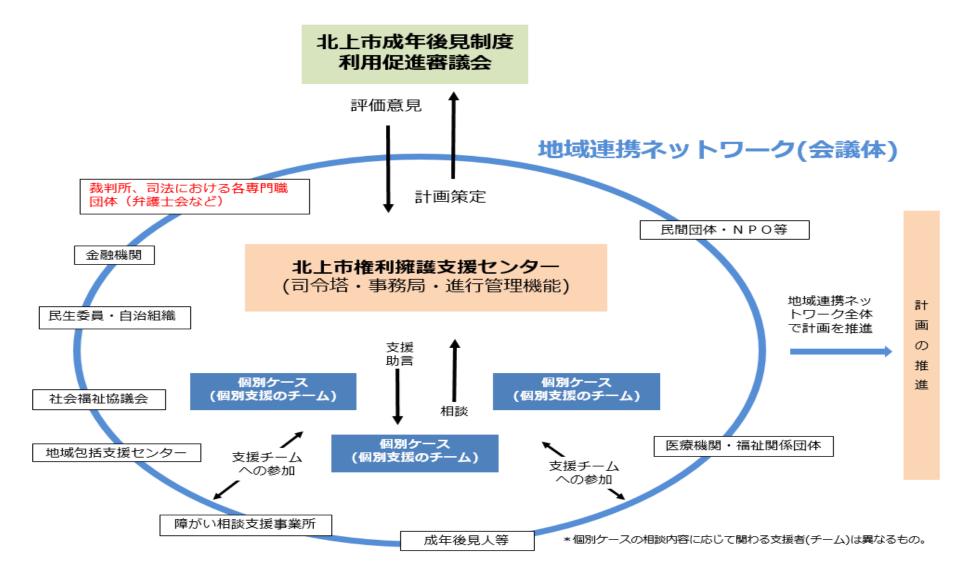
地域連携ネットワーク会議について

地域連携ネットワーク(司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者)における連携強化、権利擁護や高齢者虐待・障害者虐待に関わる課題提起及び情報共有を目的に、関係機関や団体に参加して頂き、年3回程度開催する予定としております。

● 中核機関の設置

上記のような地域連携ネットワークを構築していくためには、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識があり、地域の専門職等から円滑に協力を得ることができる司令塔・事務局・進行管理機能を担う機関(中核機関)が必要となることから、北上市に中核機関を設置し、次に掲げる目標の実現に向け、具体的な取り組みを地域連携ネットワークの関係機関と共に実施していきます。

図3-1 地域連携ネットワークと中核機関



3 第1期計画における目標と取り組み

目標1 広報の推進 【重点】

成年後見制度は本人の権利を守るための有効な手段ですが、本人や家族、住民や、身近な支援者が成年後見制度をよく知らない場合、課題がそのまま残されたままとなってしまいます。

まずは、市民・福祉専門職等の幅広く多くの方が、成年後見制度や相談窓口(中核機関)について知っていただくことが重要であり、そのための周知や啓発を推進します。

目標2 相談機能の充実 【重点】

権利擁護に関する支援が必要なケース、高齢者・障がい者虐待(経済的虐待等)について、広く市民、医療、福祉、司法関係者等からの相談に応じ、情報を集約するとともに、地域連携ネットワーク間での支援を得ながら、必要な見守り体制等(必要な権利擁護に関する支援が図られる体制)に係る調整を行い、相談体制を整備します。

目標3 成年後見制度利用の促進

事業所向けアンケート調査、ヒアリング調査の結果においても、成年後見制度について「書類作成が難しい、準備する書類が多い」といった印象を受けている方が少なくありません。

成年後見制度の申立てを行うことができる人は法律上限定されていますが、書類作成や書類の取り寄せ等、初めて手続きを行う本人や親族にとっては困難なことも多いと思われます。相談窓口(中核機関)で申立てに関わる相談、申立てに関わる書類作成・事務の支援を実施します。

また、現在は市長申立てに限定して申立費用や報酬助成を実施しておりますが、第1期計画期間内に助成対象者の範囲拡大を図ると共に、市民後見人の育成についても検討してまいります。

目標4 後見人支援体制の構築

成年後見人選任後、本人と成年後見人は関りを開始しますが、後見人等だけで、本人の支援 をしていくわけではありません。様々な課題に対し、それぞれの支援者が関りを持ちながら、 本人の生活をコーディネートしていく必要があります。

そのため、中核機関が調整役となり、後見人等が活動上わからないことや、報告書作成等の事務が発生した場合等のバックアップをするための関係者の集まり(チーム)を編成、円滑に支援が行われる様にしていきます。また、後見人支援を通じての、制度利用における不正防止の徹底を図ります。

経済的虐待ってどんなことですか?

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する支援に関する法律」という法律で高齢者虐待、障がい者虐待について 法律で定義がされています。

経済的虐待

[高齢者虐待防止法]

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

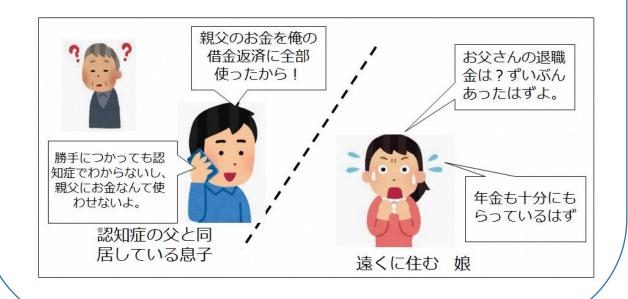
[障害者虐待防止法]

養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

例えば・・・

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など

本人の意思を無視した財産の使い込み等があった場合、親族間で財産管理に不安がある場合等は後見人等に財産を管理してもらうことも有効な手段です(申立てができる配偶者や親族がいない場合は、市が申立人となり成年後見制度の利用につなげる場合もあります)



4 計画の体系図

[将来像(理念)]

認知症や障がい等で判断能力が不十分に なっても、自らの権利を守りながらその 人らしい生活ができるまち



[計画の推進体制]

司令塔・事務局・進行管理機能を担う中 核機関が中心となりながら、地域連携ネットワーク全体で計画を推進していく。

[目標]

【重点】

1 広報の推進

地域における制度の広報、普及啓発を推進

【重点】

2 相談機能の充実

権利擁護支援のための相談体制の整備

3 成年後見制度利用の促進

制度の利用促進、メリットを実感できる制度・運用への改善

4 後見人支援体制の構築

本人・後見人等を関係者全体で支援していく体制の構築

[具体的な取り組み]

【重点】

- ①地域住民に対する相談窓口(中核機関)の周知・広報
- ②高齢、障がい特性に応じた周知・広報
- ③早期発見を担う身近な相談者(地域住民、民生委員、 障がい者団体等)への周知啓発

【重点】

- ①成年後見制度、高齢者・障がい者虐待(経済的虐待等)に関する専門的な相談窓口(中核機関)を整備、相談機能の充実を図る
- ②地域連携ネットワーク(司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者)の構築、連携強化
- ①本人、親族等申立の場合の申立支援の実施
- ②適切な候補人推薦のための受任者調整会議の開催
- ③日常生活自立支援事業からの移行支援のための支援検 討会議の開催
- ④成年後見制度の利用に関する助成制度(本人申立て、 親族申立て等に対する費用、報酬の助成)の検討及び 実施
- ①親族後見人等への相談支援の実施
- ②必要に応じた家庭裁判所との情報共有による、後見人等の事務手続き支援
- ③後見人等受任後のケア会議の開催調整
- ④後見人支援を通じての、制度利用における不正防止の 徹底

5 具体的な取り組みと目標値

	共体的な取り組みと日保胆		라田 七梅	出任	実績	目標値(年度)		
目標	具体的な取り組み	事業	成果指標	単位	(R1)	3年	4年	5年
1広報の推進(重点)		市民向け講演会 の開催		%	38%	50%	60%	70%
	①地域住民に対する相 談窓口(中核機関)の 周知・広報	出前講座等での 市民向け勉強会	サービス提供					
	②高齢、障がい特性に 応じた周知・広報 ③早期発見を担う身近	障がい者団体向け 勉強会の開催	事業所等にお ける成年後見 制度及び中核 機関の認知度					
	な相談者(地域住民、 民生委員、障がい者 団体等)への周知啓発	地域連携ネットワー クの支援者に対する 普及啓発の勉強会						
2相談機能の充実(重点)	①成年後見制度、高齢 者・障がい者虐待 (経済的虐待等)に 関する専門的な相談 窓口(中核機関)を整 備、相談機能の充実	成年後見制度、高齢 者・障がい者虐待 (経済的虐待等)に 関する相談の受付、 対応	権利擁護の	件 37	378	500	550	600
	を図る ②地域連携ネットワーク (司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者) の構築、連携強化	地域連携 ネットワーク会議の 開催	相談件数		370			

目標	具体的な取り組み	事業 成果指標		単位	実績	目標値(年度)		
口信	学は元のおり直が	尹木)%不]甘信	干ഥ	(R 1)	3年	4年	5年
3成年後見制度利用の促進	①本人、親族等申立ての場合の申立支援の実施 ②適切な候補人推薦の大機を受任者調整会議の開催 ③日常生活自立支援を動きるでする。 まための支援検討会議の開催	受任調整者会議・ 支援検討会議の開催	成年後見制度の利用者数	人	83	90	110	135
	④成年後見制度の利用に関する助成制度(本人申立て、親族申立て等に対する費用、報酬の助成)の検討及び実施⑤市民後見人の育成についての検討	助成制度の 対象者拡大						
4後見人支援体制の構築	①親族後見人等への相 談支援の実施 ②必要に応じた家庭裁 判所との情報共有に よる、後見人等更任後の 務手続き支援 ③後見人等受任後のケ ア会議の開催調整 ④成年後見制度利用にお ける不正防止の徹底	後見人等を含めた関 係者(チーム)への 支援の実施	後見人等受 任後のフォ ローや支援 を実施した 対象者数*	人	4	7	20	25

^{*}フォローや支援を実施した対象者数:被後見人等の実人数を計上、R1は市長申立人数

6 計画の進行管理

この計画は、令和3年度から5年度までの3年間の計画です。計画の達成状況の点検・評価は、目標の達成状況等を北上市成年後見制度利用促進審議会に報告することにより実施します。また、広く市民や介護・障がい福祉関係者が北上市の成年後見制度に関する施策の進捗状況を把握することができるよう、地域連携ネットワーク会議等を通じて情報提供に努めます。

計画の終期である令和5度には、本計画に続く新たな計画を検討するものとします。なお、本計画の評価・見直しについては、市民のニーズ、利用意向、審議会の意見等を把握しながら、目標の達成、適切な計画の修正を行います。

図3-2 進行管理と評評価プロセス

計画(Plan)



北上市が計画の基本的な考え方に 即して、目指すべき目標を設定し、 具体的な取り組みを計画に定める。

1

改善(Act)

進捗状況、審議会からの 意見等を踏まえ必要に応 じて計画の見直しを実施

実行(Do)

北上市(中核機関)が中心となり、地域連携ネットワークにおける支援者と連携しながら事業を実施する。

t

評価(Check)

北上市成年後見制度利用促進審議会 に進捗状況を報告し、意見を聴くと ともに、その結果について公表する。



第4章 各論



1 広報の推進【重点】

~地域における制度の広報、普及啓発を推進~

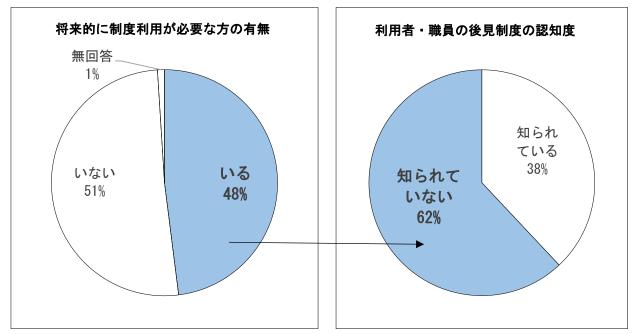
【調査結果】

事業所向けアンケート結果では、「将来的に成年後見制度の利用が必要」と 48% の事業所が回答しています。

また、「利用者・職員に成年後見制度が知られていない」と 62%の事業所が回答しています。

自由回答では「(障がいを持つ親が)本当に制度利用が必要なのか、いつ動き出したらタイミングが良いのかわからず、先延ばしにしている」、「親亡き後、親族がいても近くに居住していない時、金銭管理をどうしらたいいか不安を感じる」との回答がありました。

図 4-1 図 4-2



関係団体へのヒアリングでは、

- ・(障がい者の)親がお金を管理しているので、直近の課題としてイメージしにくい
- ・実際に制度を利用している本人から事例紹介をして欲しい
- ・制度を利用している当事者の気持ちを率直に聞きたい

などの意見がありました。

【現状と課題】

将来的に成年後見制度の利用が必要と考えている事業所が約5割である反面、 成年後見制度への認知度は約6割が「知られていない」と回答しています。必要性 を感じているものの、成年後見制度の認知度が低い状況にあるのが現状です。

本人や家族、支援者が成年後見制度をよく知らない場合、権利擁護に関する課題があったとしても、その課題がそのまま残されてしまう、あるいはさらに被害が大きくなってしまう(経済的虐待や困難事例に発展してしまう)ことが想定されます。成年後見制度についてのより積極的な周知、啓発活動を実施し、相談機会が増え、

成年後見制度についての相談が行われやすい環境を整える必要があります。

【今後の具体的な取り組み】

本人を含めた地域の住民等、支援に関わる関係者、専門職等が、権利擁護の必要性に関する情報や、成年後見制度について十分理解を深めていくために周知、啓発活動を推進します。

また、障がい特性に応じた普及啓発については、北上市自立支援協議会くらし支援部会や障がい者団体等と連携を図り、講演会や障がい特性に応じた勉強会の開催をします。

【目標值】

事業	尤田	単	実績	目:	目標値(年度)		
尹 未	成果指標		(R 1)	3 年	4 年	5 年	
市民向け講演会							
の開催							
出前講座等での							
市民向け勉強会	サービス提供事業						
障がい者団体向け 勉強会の開催	所等における成年 後見制度及び中核 機関の認知度	%	38%	50%	60%	70%	
地域連携ネットワー							
クの支援者に対する							
普及啓発の勉強会							

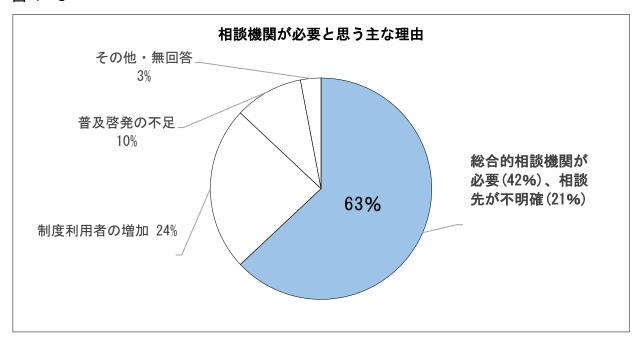
2 相談機能の充実【重点】

~権利擁護支援のための相談支援体制の整備~

【調査結果】

事業所向けアンケートでは、42%が「権利擁護に関して総合的に支援する相談機関が必要」と回答、21%は「相談先が不明確」と回答しており、合計 63%の事業所は、相談先が必要又は不明確であると回答しています。

図 4-3



関係団体へのヒアリングでは、

- ・障がい者の意思決定支援について、発達障がいの方の気持ちを汲み取ることは親でも大変。権利擁護や成年後見制度について、時間をかけてゆるやかに相談できる所が欲しい。
- ・障がい者の親亡き後を考えたときに、簡単に成年後見制度を付けていいのか不安。 必要なのはわかるがすぐには決められない。人生が長いからこそ、相談をしなが ら決めていきたい
- ・お金のことや成年後見制度のことは一回の相談では終わらないので、当事者がゆっくり何度でも相談できる窓口が欲しい。

などの意見がありました。

【現状と課題】

市窓口及び各相談機関が受け付けている相談件数は年々増加傾向にあり(図 4 - 4)、成年後見制度の市長申立て件数も令和 2 年度は 13 人(図 4 - 5)を見込んでおり、今後も増加が見込まれます。

よって、従来から個々のケースに応じて市と各相談機関は連携を図っているところではありますが、成年後見制度の普及啓発と併せ、より専門的な立場で市民からの相談を受け付けると共に、個別のケースについての法的な課題を整理し、支援者への助言、支援者間の調整(コーディネート)をしていく専門の窓口(中核機関)が必要とされています。

図 4-4

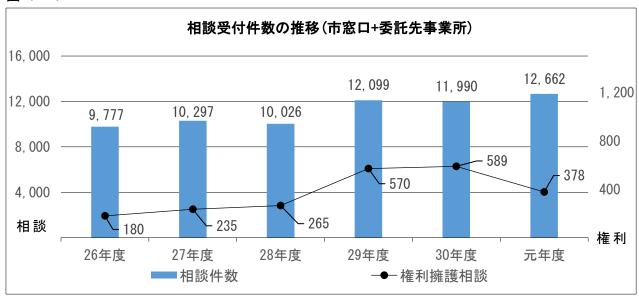
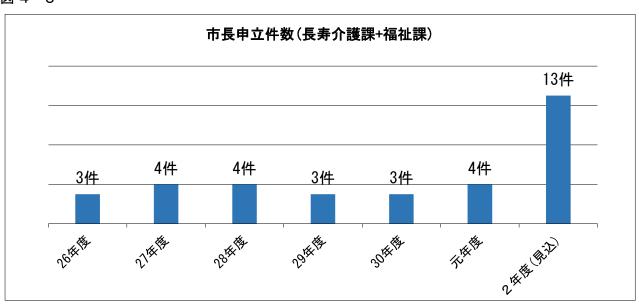


図 4-5



【今後の具体的な取り組み】

令和3年度より設置予定の中核機関において、成年後見制度、高齢者・障がい者 虐待(経済的虐待等)に関するケースにより専門的に対応し、権利擁護支援が必要 な方の早期発見・早期対応を図ります。

また、支援者間の調整(コーディネート)をより円滑に実施していくためには、支援者同士の顔の見える関係作りが大切になることから、支援者間の意見交換、情報共有の場として地域連携ネットワークの構築、連携強化を図ります。

【目標值】

事業	 成果指標	単位	実績		目標値(年度)		
尹未	以未怕惊		(R 1)	3 年	4 年	5 年	
成年後見制度、高齢							
者・障がい者虐待(経							
済的虐待等)に関する	権利擁護の	件	378	500	550	600	
相談の受付、対応	相談件数	1+	310	300	330	800	
地域連携ネットワーク							
会議の開催							

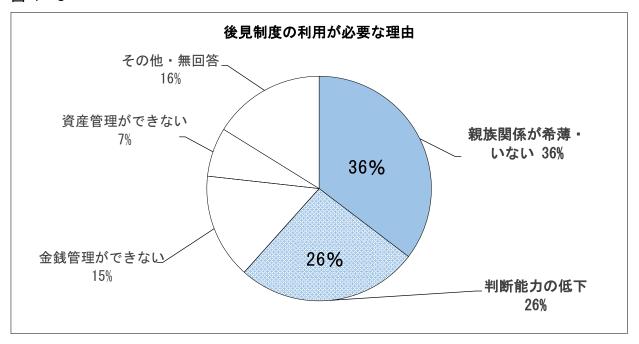
3 成年後見制度利用の促進

~制度の利用促進、メリットを実感できる制度・運用への改善~

【調査結果】

事業所向けアンケートでは、「後見制度の利用が必要な理由」について、36%の事業所が「親族関係が希薄、親族がいない」と回答、26%の事業所が「判断能力の低下」と回答しています。

図 4-6



関係団体へのヒアリングでは、

- ・親族関係図の作成等、事務が煩雑なので一緒に手伝ってもらえる相談場所が無い と、家族だけでは申立てが大変。
- ・申立ては書類を集めるのが大変と聞いているので、手伝って欲しい。
- ・障がい(発達障がい、精神障がい等)があって「将来のこと」を自分で話せない時 にであっても、意思決定支援が必要だけど、後見人にそれができるのか不安。

などの回答がありました。

【現状と課題】

成年後見制度の申立てを行うことができる人は法律上限定されていますが、書類作成や書類の取り寄せ等、初めて手続きを行う本人や親族にとっては申立手続きが困難なことも多く、申立者が申立てを行いやすくする環境の整備が必要です。

また、親族関係が希薄で判断能力の低下がある方の場合、申立人が親族間におらず本人申立てもできない状態となり、市長申立てが必要となる場合が想定されます。そういった場合であっても、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けて、誰を後見人等の候補者とするのがよいのか(債務や自己破産であれば弁護士を候補者にすべきか、日々の介護や生活維持に必要な事項が多いのであれば社会福祉士や親族後見人、市民後見人が適任なのか等)を判断していくことも申立ての際に課題となります。

【今後の具体的な取り組み】

中核機関の窓口で申立てに関わる相談を受け付け、申立てに関わる書類作成・事務が行いやすくなる様に支援をします。

また、本人の生活環境や財産状況、抱えている課題などを考慮したうえで、最も ふさわしい後見人候補者を選び、家庭裁判所に推薦がなされるよう、受任調整のた めの仕組みつくり(受任者調整会議の設置)を検討します。

その他、北上市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援のための支援検討会議の実施、低所得者等を考慮した現在の助成制度(北上市成年後見制度利用支援事業実施要綱)の対象者拡大について、第1期計画内で実施していくと共に、市民後見人の育成についても検討してまいります。

【目標值】

事業	成果指標	単位	実績	目標値(年度)		
尹未		半世	(R 1)	3 年	4 年	5 年
受任調整者会議・						
支援検討会議の開催	成年後見制度	ı	0.2	0.0	110	125
助成制度の	の利用者数	人	83	90	110	135
対象者拡大						

4 後見人支援体制の構築

~本人・後見人等を関係者全体で支援していく体制の構築~

【調査結果】

事業所向けアンケートでは、28%の事業所が「現在、制度を利用している方がい る」と回答しており、その内制度利用者の人数は合計で103人でした。

また、48%の事業所が「将来的に制度利用が必要な方がいる」と回答しており、 その内相談機関が回答した「将来必要である」方の人数は141人でした。

図 4-7

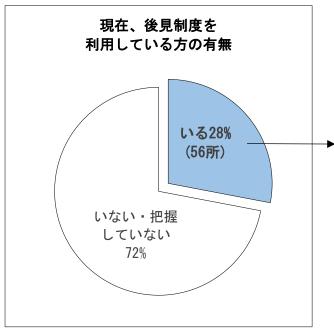


図 4-8

現在いる(28% 56事業所) 人数

類型	人数(事業所数)
①後見	90人(47)
②保佐	12人(11)
③補助	1人(1)
④任意後見	0人(0)
合計	103人(56)

- *複数の事業所利用があり得るため回答人数 の重複有、制度利用者の実数ではない。
- * 令和元年度 12 月末後見制度利用者 83 名

図 4-9

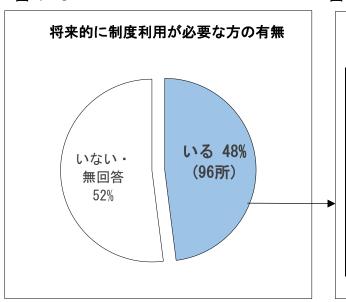


図 4-10

将来必要(48% 96事業所) 人数

合計	380 人(96)				
	内訳:相談機関				
	医療機関 14人(3)				
	居宅 46人(7)				
	包括	50人(4)			
	相談支援	31人(3)			
	事業所 事業所				
	小計	141 人(17)			

【現状と課題】

成年後見制度を利用しながら、介護保険サービスや障がい福祉サービスを利用している方は数多くいらっしゃいます。成年後見人選任後、本人と成年後見人が関わりを開始しますが、後見人等だけで、本人の支援をしていくわけではありません。様々な課題に対し、それぞれの支援者が関りを持ちながら、本人の生活をコーディネートしていく必要があります。

【今後の具体的な取り組み】

中核機関において、後見人等の日常的な相談を受付、必要に応じて家庭裁判所と 情報を共有し、後見人による事務が円滑に行われる様に支援します。

また、後見人等受任後のケア会議の開催調整、本人・受任者を含めた関係者がチームを結成し円滑に支援を進めることができる様に、中核機関が調整(コーディネート)を担います。

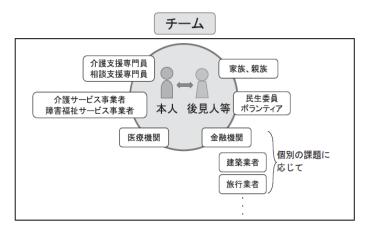
【目標值】

事業	-	単	実績	目:	目標値(年度)	
尹未	成果指標		(R 1)	3 年	4 年	5 年
後見人等を含めた	後見人等受任後の					
関係者(チーム)への	フォローや支援を	人	4	7	20	25
支援の実施	実施した対象者数*					

^{*}フォローや支援対象者数:被後見人等の実人数を計上、R1は市長申立人数

チームでの支援とはどんな仕組みですか?

ゲームとは「協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み」を言います。



メンバー例:家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉 士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サ ービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金 融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。



権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前において は本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者(後見等開始後はこれに後見人が 加わって)、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握 し、必要な対応を行う仕組みです。

(出典:厚生労働省 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き)

チームのメンバーは本人に関わっている方(支援している方)によって変わりますし、支援の状況によっても変化していくものです。個別の課題に応じて構成される集まりなので、固定的な決まったメンバーで構成されるものではありません。

第5章 資料



1 北上市成年後見制度利用促進審議会条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条 第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調 査審議するため、北上市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」とい う。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会の所掌事項は次のとおりとする。
 - (1) 成年後見制度利用促進のための基本的な施策に関すること。
 - (2) 成年後見制度利用促進基本計画の策定に関すること。
 - (3) その他成年後見制度利用促進に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 知識経験者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合 における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する 委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、市長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 北上市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

任期 令和2年3月24日~令和5年3月23日

区分	所属	職名	氏名
1学識経験者	岩手弁護士会	弁護士	ひだか たくろう日高 拓郎
2 学識経験者	岩手県司法書士会	(公社)成年後見センタ ー・リーガルサポート 岩手支部 司法書士	ぃレゕゎ せぃじ 石川 誠司
3 学識経験者	岩手県行政書士会	行政書士	e とう Life 佐藤 茂
4 学識経験者	岩手県社会福祉士会 中部ブロック	社会福祉士	たかはし ひろ み 髙橋 寛美
5 学識経験者	岩手県社会保険労務士会 社労士成年後見センター岩手	社労士成年後見 センター岩手センター長	おばら としゃ 小原 敏弥
6知識経験者	│ │ 社会医療法人 花北病院	医師	^{かわむら} ひろこ 川村 浩子
7知識経験者	社会福祉法人 北上市社会福祉協議会	介護福祉課長	おばら まさのり 小原 政則
8知識経験者	北上市自立支援協議会	社会福祉法人方光会 北萩寮 施設長	う ^{ぶかた} みのる 宇夫方 稔
9知識経験者	 地域包括支援センター 	社会福祉士	竹花由香
10知識経験者	岩手県介護支援専門員協会 北上地区ケアマネジャー 連絡協議会	介護支援専門員	たぐきり けん 田鎖 健
11知識経験者	北上市手をつなぐ育成会	副会長	神原 千代子
12 関係行政機関	岩手県	花巻保健福祉環境 センター所長	なかの ふみぉ 中野 文男
13 関係行政機関	北上市	保健福祉部長	いしかわ はるき 石川 晴基

3 第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会要領

(設置)

第1 第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。) を策定するにあたり、素案を検討するため、第1期北上市成年後見制度利用促 進基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 委員会の所掌事項は、基本計画素案の検討に関することとする。 (組織)

- 第3 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は保健福祉部長寿介護課長をもって充て る。
- 3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
- (1) 保健福祉部福祉課長
- (2) 企画部政策企画課長
- (3) 財務部財政課長
- (4) まちづくり部地域づくり課長
- (5) 生活環境部市民課長

(委員長及び副委員長)

- 第4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

- 第5 委員会は、委員長が招集する。
- 第6 委員会の庶務は、保健福祉部長寿介護課において処理する。

附則

この要領は、制定の日から施行し、基本計画策定終了後に、その効力を失う。

1	委員長	保健福祉部長
2	副委員長	保健福祉部長寿介護課長
3	委員	保健福祉部福祉課長
4	委員	企画部政策企画課長
5	委員	財務部財政課長
6	委員	まちづくり部地域づくり課長
7	委員	生活環境部市民課長

4 第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定経過

開催年月日	文刊// 人
令和2年2月18日	第 1 期北上市成年後見制度利用促進基本計画
	策定委員会(1回目)
	(1) 第1期計画の策定方針について
	(2) 中核機関の視察結果報告について
令和 2 年 3 月 24 日	北上市成年後見制度利用促進審議会
	(1) 第1期計画の策定方針について
	(2) 中核機関の視察結果報告について
令和2年3月27日~4月30日	事業所向けアンケート調査の実施
令和2年6月~7月	障がい者団体へのヒアリング調査の実施
令和 2 年 10 月 16 日	第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画
	策定委員会(2回目)
	・第1期計画案について
令和 2 年 11 月 16 日	第2回北上市成年後見制度利用促進審議会
	・第1期計画案について
令和3年1月22日	第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画
	策定委員会(3回目)
	・第1期計画の策定について
令和 3 年 2 月 24 日	第 3 回北上市成年後見制度利用促進審議会
	・第1期計画の策定について

5 基礎数值

図5-1 (1)成年後見制度の利用者数

	市区町村名	総人口	成年後見制度利用者	人口比
1	全国	126,020,000	224,442	0.18%
2	岩手県	1,223,792	1,863	0.15%
3	北上市	92,556	83	0.09%

出典:

- ①岩手県人口:岩手県毎月人口推計速報(岩手県の人口と世帯) 令和2年1月1日現在
- ②全国の総人口:

総務省統計局(人口推計 2020年(令和2年)1月月報) 令和2年1月1日現在 概算值

- ③北上市人口:市の住民登録世帯集計表より 令和元年 12月 31日現在
- ④全国の成年後見制度利用者数:最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況(平成 31 年1月~12月) 12月末時点数値(成年後見、保佐、補助、任意後見を含む)
- ⑤北上市の成年後見制度利用者数:令和2年度岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議 (令和2年7月29日開催)における「参考資料5:市町村別の成年後見制度の利用者数(盛岡家 裁管内)」より。(令和元年12月31日現在数値(成年後見、保佐、補助、任意後見を含む))

図 5-2 (2)市町村長による成年後見人選任申立ての件数 (平成 30 年度実績)

	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	合計
岩手県	55	4	3	62
北上市	3	0	1	4

出典:

北上市町村の成年後見制度利用者数:令和元年 10 月 4 日開催 家事事件関係機関との連絡協議会における資料 市町村長による成年後見人選任申立ての件数(平成 30 年度実績)

図5-3 (3)北上市の成年後見制度市長申立て件数

申立て年度	長寿介護課	福祉課	合計
平成 26 年度	2	1	3
平成 27 年度	4	0	4
平成 28 年度	4	0	4
平成 29 年度	3	0	3
平成 30 年度	3	1	4
令和元年度	4	0	4
令和2年度(見込)	13	0	13
計	33	2	35

注:令和2年度は9月末現在の長寿介護課申立てを実施した者及び予定者の計8名の他、下半期 5名を追加で見込むもの。

図 5-4 (4)北上市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の実施状況(各9月末現在)

	北上市	西和賀町	合計
H26	16	10	26
H27	19	11	30
H28	23	14	37
H29	36	15	51
H30	40	18	58
R01	42	20	62

出典:

令和元年 10 月 1 日開催令和元年度北上地域日常生活自立支援事業関係機関連絡会議資料より

図 5-5 (5)北上市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業利用者数(令和2年6月末現在)

	利用者数	担当職員数	利用者数/担当職員1人
岩手県	992	25	39.7 人
北上市(北上市· 西和賀町)	59	2	29.5 人

* 北上市としての計上人数内訳

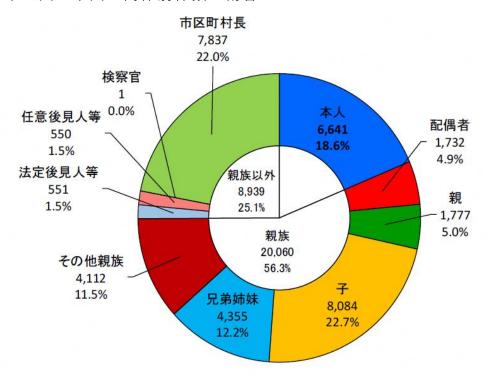
北上市 41 人 + 西和賀町 18 人 = 59 人

出典:岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議資料(令和2年7月29日開催)。 別紙1 日常生活自立支援事業 相談件数·契約締結者数等(令和2年6月分)より

図 5-6 (6)全国数值

成年後見関係事件の概況 -平成31年1月~令和元年12月-(最高裁判所事務総局家庭局) より抜粋

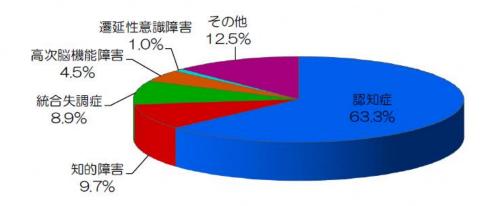
①申立人と本人の関係別件数・割合



- (注1) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの(35,640件)を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(35,593件)とは一致しない。
- (注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

②開始原因の割合

○ 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.3%を占め、次いで 知的障害が約9.7%、統合失調症が約8.9%の順となっている。



- (注1) 後見開始,保佐開始,補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した 事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

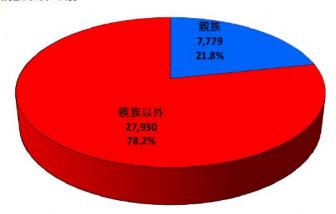
③成年後見人等と本人との関係について

- 成年後見人等(成年後見人,保佐人及び補助人)と本人との関係をみると, 配偶者,親,子,兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが 全体の約21.8%(前年は約23.2%)となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約78.2%(前年は約76.8%)であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

35, 709件(前年36, 335件) 関係別件数(合計) 7,779件(前年 8,429件) 親 族 27, 930件(前年27, 906件) 親族以外 うち弁 護 士 7,763件(前年8,160件) 司法書士 10,539件(前年 10,535件) 5, 133件(前年 4, 837件) 社会福祉士 市民後見人 296件(前年 320件)

(資料10) 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

① 親族,親族以外の別



第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画

発行:北上市保健福祉部長寿介護課

〒024-8501 北上市芳町1番1号

電話: 0197(72)8217 FAX: 0197(64)0287